

野沢温泉村避難勧告等の判断 及び伝達マニュアル

【暫定版】

自然災害（水害・土砂災害）

平成26年7月

野沢温泉村

目 次

1、 避難情報の意味合い	1
2、 水害	2
3、 土砂災害	4
4、 避難勧告等伝達文例	7
5、 異常な現象の種類毎の指定緊急避難場所・避難所	10
6、 動員配備体制	12

【災害情報の入手先】

長野県公式ホームページ（災害情報）

<http://www.pref.nagano.lg.jp/bosai/kurashi/shobo/saigai/oshirase.html>

千曲川河川事務所ホームページ

<http://www.hrr.mlit.go.jp/chikuma/>

川の防災情報（国土交通省）

<http://www.river.go.jp/>

長野県河川砂防情報ステーション

<http://www.sabo-nagano.jp/>

長野県河川水位情報

<http://kasenbousai.pref.nagano.lg.jp/>

長野地方気象台ホームページ

<http://www.jma-net.go.jp/nagano/>

【助言を求める機関】

長野県危機管理部 電話：026-235-7184

長野県建設部砂防課 電話：026-235-7316

長野県北信地方事務所 電話：0269-23-0214

長野県北信建設事務所 電話：0269-23-0793

長野地方気象台 電話：026-232-2738

1 避難情報の意味合い

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」です。

避難勧告等の対象とする避難行動については、これまで避難所と呼称されてきた場所に移動することのみではなく、次の全ての行動を避難行動とします。

- ① 指定避難場所への移動
- ② (自宅等から移動しての) 安全な場所への移動 (公園、親戚や友人の家等)
- ③ 近隣の高い建物等への移動
- ④ 建物内の安全な場所での待避

1-1 【避難準備情報】 災害発生のおそれがあるとき

- ① 要配慮者の方 (特に高齢者の方、障害のある方) や、急傾斜地のある地域など、特に避難が必要な方は、この時点で自主的に避難行動を始めてください。

なお、屋外での避難行動に危険が伴う場合や、立ち退き避難をしなくても安全と判断した場合は、屋内で安全確保をしてください。

- ② ラジオやテレビの情報に十分注意し、また村の有線放送や防災行政無線にも耳を傾け、いつでも避難ができるよう準備を整えてください。

1-2 【避難勧告】 人的被害の発生する可能性が明らかに高まったとき

- ① 火の始末と戸締まりを完全にしてください。
- ② 非常持出品を持って避難してください。
- ③ 家族、近所の方と助け合いながら、速やかに避難所等の安全な場所に避難を開始してください。
- ④ 要配慮者の方などは避難を完了してください。
- ⑤ なお、屋外での避難行動に危険が伴う場合や、立ち退き避難をしなくても安全と判断した場合は、屋内で安全確保をしてください。

1-3 【避難指示】 災害が発生する危険性が非常に高いと判断されたとき

- ① 直ちに避難を完了してください。
- ② まだ避難していないときは、直ちに避難行動に移るとともに、十分な時間がない場合は、生命を守る最低限の行動をとってください。

避難勧告等には強制力はありませんが、村等からの防災情報により、各人が自らの判断で避難行動をとることが原則です。

2 水害

2-1 対象区域

平林地区、東大滝地区、明石地区のうち別紙図1 野沢温泉村防災マップ（ハザードマップ）に示す浸水想定区域

2-2 避難勧告等を判断する情報

長野県河川砂防情報ステーション (<http://www.sabo-nagano.jp/>) 千曲川市川橋水位及び大雨注意報・警報（浸水害）、大雨特別警報（浸水害）、洪水注意報・警報、指定河川洪水予報、水位到達情報、そしてこの他に府県気象情報、記録的短時間大雨情報

千曲川市川橋水位

危険レベル	水位	水位	
5 発生	氾濫の発生		住民の避難完了
4 危険	氾濫危険水位	1 6 m	村長の避難勧告発令の目安
3 警戒	避難判断水位	1 5 m	村長の避難準備情報発表の目安
2 注意	氾濫注意水位	1 3 m	消防団出動の目安
レベル1	消防団待機水位	1 2 m	消防団が出動のため待機する水位

2-3 判断基準

判断基準の目安となる数値は次に示す通りとし、村長あるいは副村長が、避難勧告等を総合的に判断をする。その際、長野県及び気象台等関係専門機関へ助言を求めることができる。

2-3-1 【避難準備情報】

避難判断水位を超えた段階で、河川上流域の河川水位やそれまでの降り始めからの累積雨量、雨域の移動状況等を合わせて判断する。なお、台風等の接近に伴い、暴風警報や暴風特別警報が発表されている又は発表されるおそれがある場合は、避難行動が困難になる前に早めの判断を行う。

【避難準備情報の判断基準】

1～4のいずれか1つに該当する場合は、避難準備情報を発令の目安とする。

1：千曲川の市川橋水位観測所の水位が避難判断水位である1 5 m に到達し、かつ、上流域の水位観測所の河川水位が上昇している場合

2：千曲川の市川橋水位観測所の水位が避難判断水位である1 5 m に到達し、かつ、氾濫警戒情報において引き続きの水位上昇が見込まれている場合

3：千曲川の市川橋水位観測所の水位が1 5 m を超えた状況が長時間継続した場合（堤防からの漏水等の発生の可能性が高まった場合）

4：漏水等が発見された場合

2-3-2 【避難が必要な状況が夜間・早朝になると想定される場合】

【避難が必要な状況が夜間・早朝となる場合の避難準備情報の判断基準】

1～2のいずれかに該当する場合を、避難準備情報を発令の目安とする。

- 1：大雨注意報や降水短時間予報等により、深夜・早朝に避難が必要となることが想定される場合
- 2：降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合

2-3-3 【避難勧告】

氾濫危険水位は、河川水位が相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫のおそれのある水位であることから、この水位に達した段階を判断基準の基本とする。

【避難勧告の判断基準】

1～4のいずれかに該当する場合を、避難勧告発令の目安とする。

- 1：千曲川の市川橋水位観測所の水位が氾濫危険水位である16mを超えた場合
- 2：千曲川の市川橋水位観測所の水位が氾濫注意水位（又は避難判断水位）を超えた状態で、急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合
- 3：千曲川の市川橋水位観測所の水位が氾濫注意水位（又は避難判断水位）を超えた状態で、上流域の気象情報、降水短時間予報で、急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合
- 4：異常な漏水等が発見された場合

2-3-4 【避難が必要な状況が夜間・早朝になると想定される場合】

降水短時間予報（6時間先までの各1時間雨量）、大雨警報の文中に記載される注意警戒期間、県気象情報（予想される24時間雨量）を判断材料とする。

【避難が必要な状況が夜間・早朝となる場合の避難勧告の判断基準】

1～2のいずれかに該当する場合を、避難勧告発令の目安とする。

- 1：判断する時点（夕刻）で、千曲川の市川橋水位観測所の水位が氾濫注意水位（又は避難判断水位）を超えた状態で、気象情報、降水短時間予報で、上流にさらに多量の降雨が予想される場合
- 2：千曲川の市川橋水位観測所の水位が氾濫注意水位（又は避難判断水位）を超えた状態で、降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想される場合

2-3-5 【避難指示】

【避難指示の判断基準】

1～3のいずれか1つに該当する場合を、避難指示を発令の目安とする。

- 1：千曲川の市川橋水位観測所の水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合）
- 2：異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合
- 3：決壊や越水・溢水の発生又は氾濫発生情報が発表された場合

3 土砂災害

3-1 区 域

土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域」「土砂災害特別警戒区域」及び前兆現象や土砂災害の発生した箇所とする。

「土砂災害警戒区域」

別紙図1 野沢温泉村防災マップ（ハザードマップ）に規定する区域

「土砂災害特別警戒区域」

別紙図1 野沢温泉村防災マップ（ハザードマップ）に規定する区域

3-2 避難勧告等を判断する情報

①大雨注意報、②大雨警報（土砂災害）、③土砂災害警戒情報、④記録的短時間大雨情報、⑤大雨特別警報（土砂災害）、⑥土砂災害警戒判定メッシュ情報⑦都道府県が提供する土砂災害危険度をより詳しく示した情報以上の情報について、長野県河川砂防情報ステーション及び長野県庁FAX一斉、そしてJアラートより情報収集を行う。

3-3 判断基準

判断基準の目安となる数値は次に示す通りとし、村長あるいは副村長が、避難勧告等を総合的に判断をする。その際、長野県及び気象台等関係専門機関へ助言を求めることができる。

3-3-1 【避難準備情報】

【避難準備情報の判断基準】

1～4のいずれか1つに該当する場合を、避難準備情報発令の目安とする。

- 1：大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過した場合
- 2：数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合
 - （1）箕作飯山線 明石～東大滝（時間 20mm、連続 80mm）
 - （2）奥志賀公園栄線 村内全域（時間 25mm、連続 80mm）
- 3：大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合。その際、注意報に記される注意警戒期間、降水短時間予報、府県気象情報も勘案する
- 4：強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合

3-3-2 【避難勧告】

前兆現象や土砂災害が土砂災害警戒区域、土砂災害危険区域以外の区域で見られた場合は、前兆現象や土砂災害の発生した箇所や周辺区域を避難勧告の対象地域とする。避難勧告を発令している状況下で、更に大雨特別警報（土砂災害）

が発表された場合には、避難勧告対象地区の範囲が十分であるかどうか等、既に実施済みの措置の内容を再度確認する。なお、台風等の接近に伴い、暴風警報や暴風特別警報が発表されている又は発表されるおそれがある場合は、避難行動が困難になる前に早めの判断を行う。

【避難勧告の判断基準】

1～4のいずれか1つに該当する場合を、避難勧告発令の目安とする。

- 1：土砂災害警戒情報が発表された場合
- 2：大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒メッシュ情報の予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みである場合
- 3：大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合
- 4：土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合

3-3-3 【避難指示】

土砂災害警戒情報を補足する情報を参考とし、避難指示の発令範囲を的確に設定する。大雨特別警報（土砂災害）が発表された段階では、すでにどこかで土砂災害が発生している場合があり得るとともに、それ以外の箇所でも土砂災害発生の危険性が高まっていることが想定される。このため、大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合には、避難指示対象地区の範囲が十分であるかどうかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認する。

前兆現象や土砂災害が土砂災害警戒区域、土砂災害危険区域以外の区域で発見された場合は、前兆現象や土砂災害の発生した箇所や周辺区域を躊躇なく避難指示の対象地域とする必要がある。

【避難指示の判断基準の設定例】

1～5のいずれか1つに該当する場合を、避難指示発令の目安とする。

- 1：土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害警戒情報を補足する情報で土砂災害警戒情報の基準を実況で超過した場合
- 2：土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合
- 3：土砂災害が発生した場合
- 4：山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合
- 5：避難勧告等による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を住民に促す必要がある場合

3-3-4 【避難が必要な状況が夜間・早朝になった場合】

基本的に夜間であっても、躊躇することなく避難勧告等は発令する。

夜間の避難行動は、昼間より危険性が高まるため、避難勧告等の発令は可能な限り日没までに行うことを原則とするが、日没以降であっても避難の必要性が新たに判明すれば、直ちに避難勧告発令を判断する。

3-3-5 【避難勧告等の解除】

避難勧告等の解除については、当該地域の土砂災害警戒情報が解除された段階を基本として、解除するものとする。ただし、土砂災害が発生した場合には、慎重に解除の判断を行う。

4 避難勧告等の伝達文の例

避難勧告等の伝達方法等は、防災行政無線（同報系）、テレビ菜の花（自主放送・FM音声告知）、広報車とする。なお、伝達文の例は次のとおりとする。

4-1 水害

4-1-1 【避難準備情報の伝達文の例（洪水予報河川）】

- 緊急放送、緊急放送、避難準備情報発令。
- こちらは、野沢温泉村です。
- 千曲川の水位が避難判断水位に到達したため、〇時〇分、〇〇地区に千曲川に関する避難準備情報を発令しました。
- 〇〇地区の方は気象情報を注視し、心配な場合、危険だと思う場合は、迷わず避難して下さい。
- 高齢の方、障害のある方、小さい子供をお連れの方などは、予め定めた避難場所へ避難してください。避難に助けが必要な方は、支援者と連絡を取り合うなどして避難して下さい。
- 指定緊急避難場所と避難所は〇〇〇です。
- なお、屋外での避難行動に危険が伴う場合や、立ち退き避難をしなくても安全と判断した場合は、屋内で安全確保をしてください。

4-1-2 【避難勧告の伝達文の例】

- 緊急放送、緊急放送、避難勧告発令。
- こちらは、野沢温泉村です。
- 千曲川の水位が氾濫のおそれのある水位に到達したため、〇〇時〇〇分、〇〇地区に千曲川に関する避難勧告を発令しました。
- 〇〇地区の方は、直ちに予め定めた避難行動をとってください。外が危険な場合は、屋内の高いところに避難して下さい。
- 指定緊急避難場所と避難所は〇〇〇です。
- なお、屋外での避難行動に危険が伴う場合や、立ち退き避難をしなくても安全と判断した場合は、屋内で安全確保をしてください。

4-1-3 【避難指示の伝達文の例】

- 緊急放送、緊急放送、避難指示発令。
- こちらは、野沢温泉村です。
- 千曲川の水位が堤防の高さを超えるおそれがあるため、〇〇時〇〇分、〇〇地区に千曲川に関する避難指示を発令しました。
- 未だ避難していない方は、直ちに避難して下さい。外が危険な場合は、屋内の高いところに避難して下さい。
- 〇〇地区で堤防から水があふれだしました。現在、浸水により〇〇道は通行できない状況です。〇〇地区を避難中の方は大至急、最寄りの高層建物など、安全な場所に避

難してください。

■指定緊急避難場所と避難所は〇〇〇です。

■なお、屋外での避難行動に危険が伴う場合や、立ち退き避難をしなくても安全と判断した場合は、屋内で安全確保をしてください。

4-2 土砂災害

4-2-1 【避難準備情報の伝達文の例】

■緊急放送、緊急放送、避難準備情報発令。

■こちらは、野沢温泉村です。

■〇時〇分に〇〇市に大雨警報が発表されました。土砂災害の危険性が高くなることが予想されるため、〇時〇分、〇〇地区の土砂災害警戒区域等に土砂災害に関する避難準備情報を発令しました。

■〇〇地区の土砂災害警戒区域等にお住まいの方は気象情報を注視し、心配な場合、危険だと思ふ場合は、迷わず避難して下さい。

■高齢の方、障害のある方、小さい子供をお連れの方などはあらかじめ定めた避難場所へ避難してください。避難に助けが必要な方は、支援者と連絡を取り合うなどして避難してください。

■指定緊急避難場所と避難所は〇〇〇です。

■なお、屋外での避難行動に危険が伴う場合や、立ち退き避難をしなくても安全と判断した場合は、屋内で安全確保をしてください。

4-2-2 【避難勧告の伝達文の例】

■緊急放送、緊急放送、避難勧告発令。

■こちらは、野沢温泉村です。

■〇時〇分に野沢温泉村に土砂災害警戒情報が発表されました。土砂災害の危険性が極めて高まっているため、〇時〇分、〇〇地区の土砂災害警戒区域等に土砂災害に関する避難勧告を発令しました。

■〇〇地区の土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、直ちに予め定めた避難場所へ避難して下さい。

■急斜面の付近や河川沿いにいる方は、急斜面や河川等から離れたなるべく頑強な建物等へ避難して下さい。

■〇〇道路は雨量規制のため通行できませんのでご注意ください。

■指定緊急避難場所と避難所は〇〇〇です。

■なお、屋外での避難行動に危険が伴う場合や、立ち退き避難をしなくても安全と判断した場合は、屋内で安全確保をしてください。

4-2-3 【避難指示の伝達文の例】

■緊急放送、緊急放送、避難指示発令。

■こちらは、野沢温泉村です。

- △△地区で土砂災害の発生（または、前兆現象）が確認されました。土砂災害の危険性が極めて高まっているため、○時○分、○○地区に土砂災害に関する避難指示を発令しました。
- 未だ避難していない方は、最寄りの頑強な建物等へ直ちに避難して下さい。外が危険な場合は、屋内の谷側の高いところに避難して下さい。
- 指定緊急避難場所と避難所は○○○です。
- なお、屋外での避難行動に危険が伴う場合や、立ち退き避難をしなくても安全と判断した場合は、屋内で安全確保をしてください。

5 異常な現象の種類毎の指定緊急避難場所・避難所

指定緊急避難場所：切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所

避難所：災害により住宅を失った場合において一定期間避難生活をする場所

※指定緊急避難場所と避難所は、災害対策基本法の規定により相互に兼ねることができ

5-1 【洪水】

指定緊急避難場所と避難所とを兼ねる

名 称	所 在 地	電話番号
市川交流センター・体育館	大字虫生 336-2	—
虫生活活性化センター(物産センターねんりん)	大字虫生 2383-1	85-4441
七ヶ巻集会所	大字七ヶ巻 389-1	—
明石集会所	大字東大滝 834	—

5-2 【崖崩れ・土石流・地滑り】

指定緊急避難場所と避難所とを兼ねる

名 称	所 在 地	電話番号
野沢温泉村役場庁舎	大字豊郷 9817	85-3111
野沢温泉小学校	大字豊郷 4313	85-2142
野沢温泉中学校	大字豊郷 10144	85-2141
重地原コミュニティセンター	大字豊郷 3143-6	—
市川交流センター・体育館	大字虫生 336-2	—
平林区民センター	大字平林 797	—
虫生活活性化センター(物産センターねんりん)	大字虫生 2383-1	85-4441
東大滝集落センター	大字東大滝 297	—
明石集会所	大字東大滝 834	—

5-3 【地震・大規模な火災】・・・参考

指定緊急避難場所

名 称	所 在 地	電話番号
前坂防雪センター	大字豊郷 4717-1	—
中尾集落センター	大字豊郷 6573-2	—
村営南原運動場（南原総合グラウンド）	大字豊郷字南原	—
村営中尾駐車場	大字豊郷 5050-2	85-4722
新田生活改善センター	大字豊郷 6762-1	—

秋葉生活改善センター	大字豊郷 7748-1	—
林業センター	大字豊郷 9332	—
麻釜集会所	大字豊郷 8750-7	
真湯生活改善センター	大字豊郷 8852-2	—
寺湯農業生活改善センター	大字豊郷 8935-1	—
農村婦人の家	大字豊郷 9198-ロ	—
村民憩の広場	大字豊郷 9817	—
野沢温泉小学校校庭	大字豊郷 4313	85-2142
重地原コミュニティセンター	大字豊郷 3143-6	—
坪山麦、大豆等生産振興センター	大字坪山 306	—
平林区民センター	大字平林 797	—
平林区民広場	大字平林 232-2	—
矢垂地域防災センター	大字虫生 41-1	—
虫生集会所	大字虫生 1091	85-4324
虫生活活性化センター(物産センターねんりん)	大字虫生 2383-1	85-4441
七ヶ巻集会所	大字七ヶ巻 389-1	—
東大滝集落センター	大字東大滝 297	—
明石集会所	大字東大滝 834	—
明石地区駐車場	大字東大滝	—

避難場所

名 称	所 在 地	電話番号
野沢温泉村役場庁舎	大字豊郷 9817	85-3111
野沢温泉村保健センター	大字豊郷 9817	85-3201
野沢温泉体育館	大字豊郷 9167	85-2618
野沢温泉村公民館	大字豊郷 9167	85-2618
野沢温泉小学校体育館	大字豊郷 4313	85-2142
野沢温泉中学校体育館	大字豊郷 10144	85-2141
のぞわ保育園	大字豊郷 9846-5	85-2505
老人福祉センター	大字豊郷 9100-2	85-4348
市川交流センター・体育館	大字虫生 336-2	—
虫生活活性化センター(物産センターねんりん)	大字虫生 2383-1	85-4441

6 動員配備体制

災害時、職員等の配備体制は次表により行う。

【動員配備体制表】

課名	配備状況	警戒配備		第三次非常配備 (災害警戒本部)	第四次緊急配備 (災害対策本部)	村内火災発生時
		第一次	第二次			
地震	配備時期	◎震度4の地震が発生したとき	◎気象特別警報が発令されたとき、または、村長が必要と認めたとき	◎震度5弱及び強の地震が発生したとき	◎震度6弱以上の地震が発生したとき	火災発生時点
	動員職員	課等の長 庶務係長 消防主任 建設係長 上下水道係長 農林係長	係長以上全員	全員	全員	課等の長 企画財政係長 税務係長 情報システム係長 消防主任 上下水道係長 上下水道係員
	配備内容	◎情報の収集 ◎関係機関との情報交換		◎情報の収集 ◎関連機関との連絡 ◎応急措置	◎全職員は、直ちに所定の配備につき災害応急対策に従事	本部員全員
水害	配備時期 (市川橋水位)	消防団待機水位 (1.2m)	氾濫注意水位 (1.3m)	避難判断水位 (1.5m)	氾濫危険水位 (1.6m)	
				避難準備情報発令	避難勧告発令	避難指示発令
崖崩れ・土石流・地滑り	配備時期	大雨注意報 (予想雨量 25mm/h)	土砂災害警戒判定 メッシュ土壌雨量指数基準 76を超過した場合	大雨警報(予想雨量 40mm/h)及び土砂災害警戒 判定メッシュ土壌雨量指数基準 85を超過した場合	土砂災害警戒情報 前兆現象確認	
				避難準備情報発令	避難勧告発令	避難指示発令
降雨等による自然災害	動員職員	【大雨注意報発表】 庶務係・建設係・農林係職員が、必要に応じ情報収集を行う。				
		【大雨警報発表】 総務課長・庶務係長・消防主任				
		【避難準備情報発令判断】 (基準・関係機関助言を受け村長決定) 村長・副村長・教育長・課等の長・建設係長・ 上下水道係長・農林係長				
		【避難準備情報発令に係る決定】(発令前参集) 係長以上及び避難所運営に係る職員				
		【避難勧告発令判断】 (基準・関係機関助言を受け村長決定)				
		【避難勧告発令に係る決定】 発令前全職員集合				
	配備内容	◎情報の収集 ◎関係機関との情報交換	避難準備情報発令判断体制 ◎関連機関との連絡 ◎応急措置 ◎避難所開設準備	避難勧告発令判断体制	◎全職員は、直ちに所定の配備につき災害応急対策に従事	◎情報の収集 ◎必要に応じて現場へ
消防団		村長(本部長)から指示があった場合、団長は状況により団員の招集を行う。				

※各課等の長は、災害の状況により動員職員を増減することができる。また、総務課長は、時間外については状況により当直者を増やす等の措置を講ずる。